

申請に必要な書類等 申請書等は防災課(本庁舎5階)へ提出して下さい。
※郵送での受付は行っておりません

【申請時】※撤去工事の施工前に市役所へ申請して下さい。撤去前の状態を現地調査します。

- ・青梅市ブロック塀等撤去費補助金交付申請書(様式第1号)
- ・工事費用見積書の写し
- ・ブロック塀等の現況写真
- ・ブロック塀等の案内図(所在地が分かるもの)

～申請要件～

- (1) 避難路等に面しているもの
- (2) ブロック塀等の頂部までの高さが避難路等の地盤面から1メートルを超えるもの
- (3) ブロック塀等の構造部の高さが60センチメートルを超えるもの
- (4) 地震発生時等に倒壊し、通行を妨げ、または人に危害を及ぼすおそれがあるもの
- (5) ブロック塀等の全部または一部を撤去するもの。一部撤去工事の場合には、ブロック塀等の構造部の高さを60センチメートル以下にする工事であること
- (6) 敷地や敷地内の建物等の売却等または建物等の新築、改築等を目的とした撤去工事ではないこと
- (7) 同一敷地内において、この補助金や同種の補助金の交付を受けていないこと
- (8) ブロック塀等の撤去後は、撤去箇所の十分な安全確保を図ること
- (9) 交付決定後に着手する工事であること
- (10) 当該年度の3月31日までに完了する工事であること

※避難路等とは…青梅市地域防災計画に定める避難路等

※ブロック塀等とは…コンクリートブロック、レンガ、石その他組積造の塀および門柱ならびに組立式コンクリート塀

平成30年6月18日から同年12月31日までにを行った撤去工事も補助対象となる場合があります。
ご不明な点は右記までお問い合わせ下さい。

申請・問い合わせ先
青梅市役所 市民安全部 防災課
(市役所 本庁舎5階)
電話番号 0428-22-1111
(内線2503・2505)
平日 8時30分～17時00分



青梅市ブロック塀等撤去費補助制度 のご案内



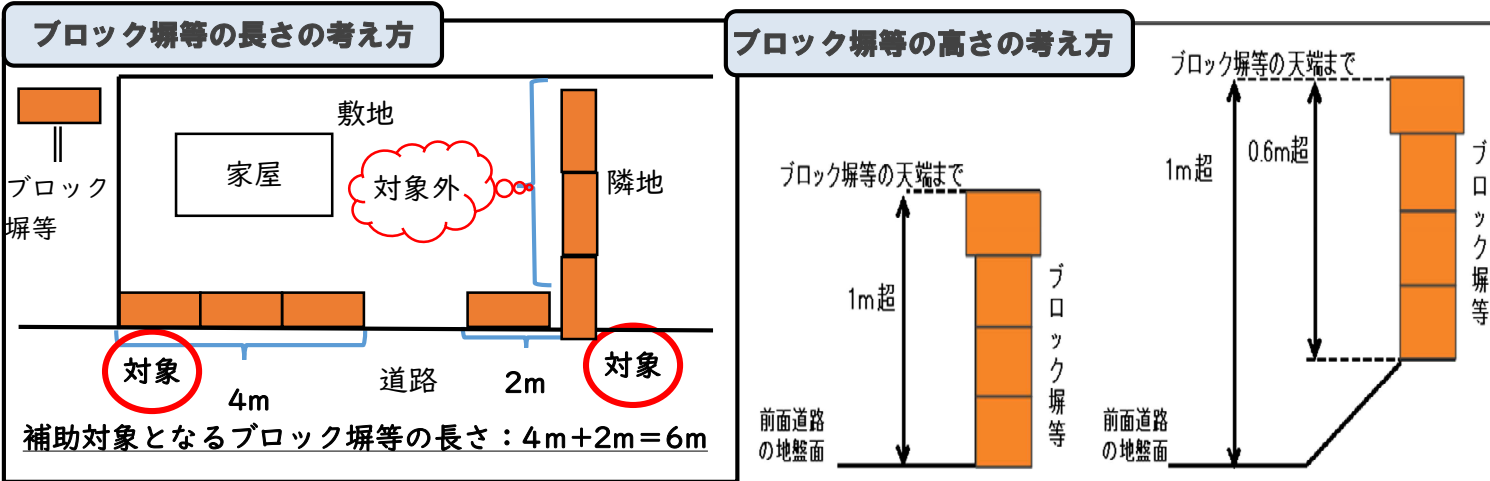
地震によるブロック塀等の倒壊事故を防ぐために、 ブロック塀等の撤去費用を補助します！

補助金額

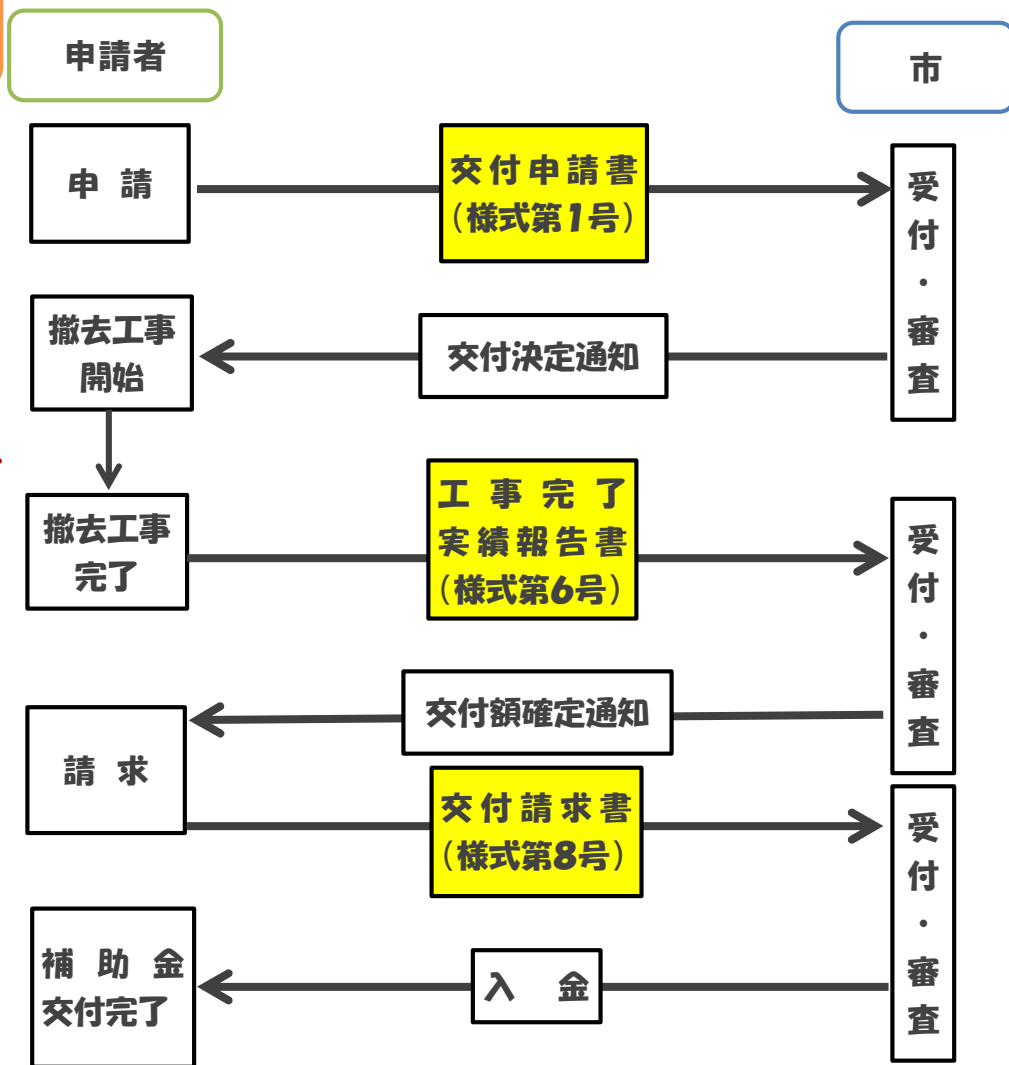
- (1) 撤去にかかる工事費用の10分の9
- (2) $\text{ブロック塀等の長さ (m)} \times 8,000\text{円}$
※0.1m未満の端数を切り捨てたもの

【最大18万円】

★(1)又は(2)のいずれか少ない金額<千円未満の端数は切り捨て>



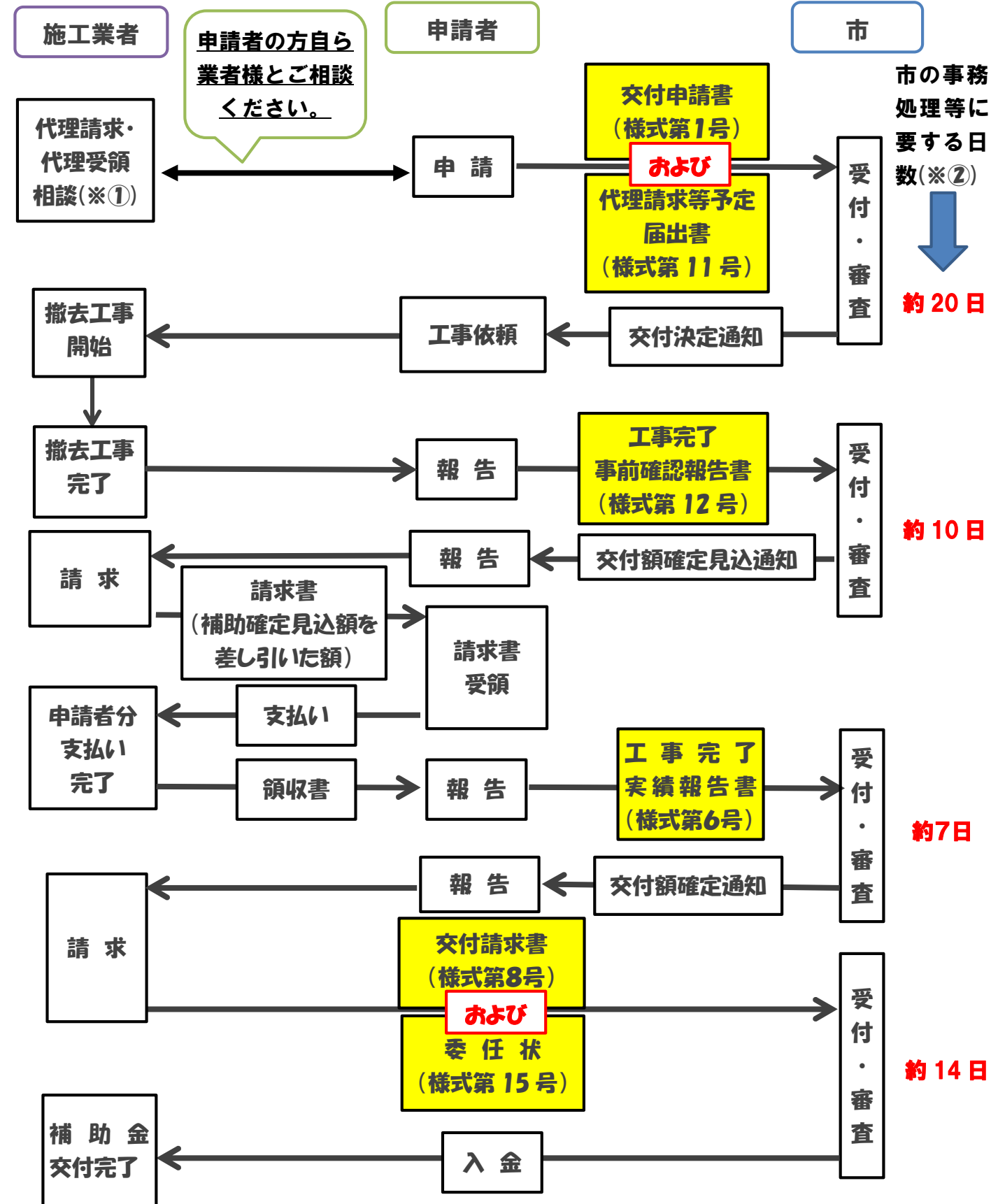
通常の手続きの流れ



工事内容に変更が生じた場合には、施工前に、変更申請書(様式第4号)の提出が必要です。

代理請求および代理受領を利用する場合の手続きの流れ

申請者様の代わりに、施工業者様が補助金を受け取る制度です。



※注意点

①代理請求および代理受領を希望される場合は、申請者ご本人様が事前に業者様と調整し、業者様の了承を得てください。

②市の事務処理に要する日数とは、書類を御提出頂いてから、審査の後、各種通知書類等がお手元に届くまでに要する標準的な日数です。なお、申請者様で準備される報告書の作成等に要する日数は含まれておりません。